

IV 通院中の評価の留意事項

2 処遇終了等に係る評価

1) 処遇終了

病状が安定し、必要な医療を自立的に求めることが可能になった場合には、この法律による通院を終了する旨の意見書を作成する。

2) 通院期間延長

通院処遇開始後、3年を経過する時点で、なお病状が不安定で、評価の結果、必要な医療を自立的に求めることが不十分な場合には、通院の延長に関する意見書を作成する。

3) 再入院

病状の変化が危機的で他の介入や治療によっても短期間では病状が改善されないと評価される場合には、再入院を必要とする旨の意見書を作成する。